

## 【Q 年次有給休暇のまとめ取り】

**Q 退職を控えた職員が、年次有給休暇をまとめて取りたいとの申請がありました。後任人事も確定していない状況の中で、法人としては人員の確保に苦慮しています。どのように対応したらよいでしょうか。**

A

労働基準法には、年次有給休暇の取得時季について、労働者に指定権が定められております。

労働者が退職前に残った年次有給休暇をまとめて請求してきた場合、原則として付与しなければなりません。

しかし、その職員が休むことによって、施設運営等事業の正常な運営を妨げるような場合に限り、使用者に休暇時季の変更権が認められています。

ただし、現実的には、退職日までの日数が少ないため、変更できる時季はなく、使用者が変更権を行使することは、年休の取得権を結果として奪うこととなり許されません。

「事業の正常な運営を妨げる」とは、業務の繁忙期に多数の労働者の請求が集中し、代替勤務者の確保が困難である場合などと限られています。